

〔享保集成絲綸錄五〕元文二巳年十月

朔望之外、廿八日御禮可有之分、正月、二月、四月、七月、十二月

廿八日御禮無之分、三月、五月、六月、八月、九月、十月、十一月

右之通、向後可被相心得候、若右之内、廿八日御禮被爲請候は、前以可相觸候、

一只今迄、月次御禮無之時は、四品以上江、從老中以切紙相達候得共、向後は大目付を可申通候間、

可被得其意候、

右之趣可被相觸候

十月

〔守國公御傳記三〕公信松平定中略、同年天明、十二月朔日、將軍家德川ヨリ召サセラレ、三日及び五

節句等登城ノ時、溜ノ間ニ出座アルベシ、拜謁ハ、三日ハ御黒書院、五節句ハ御白書院ト特命ヲ蒙

リ玉フ、

〔東都歳事記正月〕元日、毎月産土神參每月朔日、十五日、廿八日、三日、鐵炮洲稻荷社每月朔日、十日

參詣多し、妙見參朔日、十五日、廿八日、中略、十五日、毎月産土參朔日に、妙見參朔日に

廿八日、毎月産土神參朔日に、妙見參略

〔日次紀事正月〕凡毎月朔日、十一日、廿一日、三首日、神明、二十一社詣、

〔類聚名義抄日〕時是夷反、昔古

〔段注說文解字七上〕暖四時也、本春秋冬夏之稱、引伸之爲凡歲月日刻之用、釋詁曰、从日寺聲、市之

部、岩、古文時从日、上作、之聲也、漢隸亦有用岩者、

〔書言字考節用集二〕昔時字、曷時字、古時、辰又日也、節同、刻同、于時、文選註、謂

〔日本釋名上〕節時、ときは疾也、はやき意、時は、はやくする物なれば也、

時  
三首日